

付加保険料制度について

付加保険料制度は、国民年金の一般保険料に加えて付加保険料（月々 400 円）を納めることにより、老齢基礎年金に付加年金が上乗せされる制度です。

付加保険料を納めるためには、申込みが必要であり、申込みをした月分から付加保険料を納めることになります。

お手続きをご希望の方は、徳島南年金事務所（☎ 088 - 652 - 1511）または役場住民生活課（☎ 77 - 3613）へ速やかにお申し出ください。

産前産後期間の国民年金保険料が免除になります

平成 31 年 4 月から産前産後期間の保険料免除制度が始まりました。

この制度は、国民年金保険料を月額 100 円程度引き上げることにより、国民年金の被保険者全体によって支えられています。出産予定日または出産日が属する月の前月から 4 ヶ月間の国民年金保険料が免除になります。届出は、出産予定日の 6 ヶ月前からできますので、お早めの届出をお願いします。

届出の用紙は、日本年金機構のホームページ（<https://www.nenkin.go.jp>）から印刷をするか、徳島南年金事務所（☎ 088 - 652 - 1511）または役場住民生活課（☎ 77 - 3613）に備え付けてあります。



日本年金機構

令和 2 年度コミュニティ（宝くじ）助成事業

地域コミュニティ活動備品の整備 @赤松座



宝くじによるコミュニティ助成事業（一般コミュニティ助成事業）により、赤松座が地域コミュニティ活動備品を行い、地域コミュニティ活動の一層の推進を図りました。

